

第 1 章 基本的な考え方

1 策定の背景～これまでの動き～

(1) 国・県の動き

国では、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法[※]」を施行、翌年に「男女共同参画基本計画」を策定以降、平成 17 年に「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22 年には、「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、固定的な性別役割分担意識[※]を前提とした社会制度や社会構造の変革をめざし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）[※]の推進」、「子ども・子育て支援施策」、「人権施策」など男女共同参画社会[※]の実現を目指す諸施策を推進してきております。

平成 25 年 6 月、女性の活躍を主な柱として位置づけた「日本再興戦略」の閣議決定後、翌年には内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を策定しました。

また、平成 27 年 8 月には、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に必要な取組を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」[※]という)」が成立するなど、女性活躍推進に向けた動きが加速化しています。

同年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、目指すべき社会として、

- ①個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②人権が尊重される社会
- ③男性中心型労働慣行が変革され、仕事と生活の調和[※]が実現する社会
- ④国際的な評価が得られる社会

の 4 つを挙げています。

県では、平成 12 年に「あおもり男女共同参画プラン 21」を策定、翌年「青森県男女共同参画推進条例」を制定、平成 19 年に「新あおもり男女共同参画プラン 21」、平成 24 年には「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21」を策定し、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を大目標に、県の男女共同参画推進の拠点となる男女共同参画センター(アピオあおもり)を中心に、男女共同参画への取組を進めてきております。

(2) 八戸市の動き

市では、全国的にも早い時期から、男女共同参画社会[※]づくりの必要性を認め、平成 8 年 12 月、男女共同参画社会[※]の実現のための指針とする行動計画「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」を策定するとともに、プランを具体的に推進するための実施計画を策定しました。

平成 13 年には「男女共同参画社会基本法[※]」の理念に基づき、「八戸市男女共同参画基本条例[※]（八戸市条例第 37 号）」を制定し、市の男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会[※]を目指すことを内外に示しました。

その後、平成 17 年に「第 2 次八戸市男女共同参画基本計画(はちのへプラン 2006)」、平成 24 年には「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」を策定し、意識啓発事業や人材育成事業、子育て・介護支援事業の充実など、市民、事業者、行政が連携しながら男女共同参画社会[※]の実現に向けた施策を推進してきております。

2 策定の趣旨

市では、これまで 3 回にわたり基本計画を策定し、総合的かつ計画的に男女共同参画事業の推進を図ってきました。しかしながら、第 3 次基本計画策定時に比べ、現在の社会経済情勢は、少子高齢化の進展や本格的な人口減少社会の到来、雇用形態の多様化、さらには地震などの度重なる自然災害の発生により、個々の生活様式や家族のあり方、家族に対する考え方、地域との関わり方も変化してきています。

また、平成 29 年 1 月、市民により身近な行政サービスを提供していくことが可能となる中核市へ移行し、新たな取組を始めることとなります。

このようなことから、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を築くために、実効性のある「第 4 次八戸市男女共同参画基本計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

「八戸市男女共同参画基本条例[※]」第 7 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。

また、男女共同参画社会[※]の形成を促進することを目的とした「男女共同参画社会基本法[※]」や国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「あおり男女共同参画プラン 21」の趣旨を踏まえるとともに、「第 6 次八戸市総合計画」との整合性を図ります。

さらに、本計画は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項^{注 1}の規定による、八戸市推進計画^{※ 1}として位置づけることとします。

注 1) 市町村は、女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての「推進計画」を策定することが、努力義務となっています。

※ 1 八戸市推進計画

本計画における該当箇所…施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

(1)男女共同参画に向けた社会

(2)女性の活躍推進

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 進行管理

計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行うとともに、その結果を公表します。

- (1) 毎年度、計画に登載している事業について、進捗状況の調査を実施します。
- (2) 「八戸市男女共同参画審議会」に、その進捗状況を報告し、意見を求めます。
- (3) 計画に登載している事業について、事業の評価や社会経済情勢の変化などを踏まえ、事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。